

平成23年1月31日(14:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
 災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)
 救助係長 吉田 卓郎(内線2819)
 (代表電話)03(5253)1111
 (直通電話)03(3595)2614

大雪にかかる災害救助法の適用について (第3報)

1 災害の概要

新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、新潟県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【新潟県】			
長岡市(ながおかし)	1月27日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
小千谷市(おぢやし)	1月27日		
十日町市(とのおかまちし)	1月27日		
魚沼市(うおぬまし)	1月27日		
上越市(じょうえつし)	1月30日		
東蒲原郡阿賀町 (ひがしかんばらくんあがまち)	1月30日		
※柏崎市(かしわざきし)	1月31日		
※妙高市(みょうこうし)	1月31日		
※南魚沼市 (みなみうおぬまし)	1月31日		

〈注〉※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・ 障害物の除去